

奈良県小児慢性特定疾病対策協議会 実施要領

(目的)

第1条 この要領は、県内の小児慢性特定疾病児童等（以下、「小慢児童等」という。）の健全育成を図り、小慢児童等及びその家族が、慢性疾病を抱えていても安心して暮らせる地域社会を実現するため、支援内容等に関して関係者が協議することを目的に、奈良県母子保健運営協議会の小児部会として設置された、奈良県小児慢性特定疾病対策協議会（以下「協議会」という。）の実施に必要な事項を定める。

(協議内容)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 小児慢性特定疾病児童等の現状と課題の把握に関すること
- (2) 小児慢性特定疾病児童等を取り巻く地域資源に関すること
- (3) 小児慢性特定疾病児童等のニーズに応じた支援内容（小児慢性特定疾病児童等自立支援事業）に関すること
- (4) その他必要事項

(事務局)

第3条 協議会の事務局は、福祉医療部医療政策局健康推進課に置くものとする。

(補則)

第4条 この要領に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和7年1月9日から施行する。